

## 米国ジョージア州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

平成 29 年 3 月 27 日

今般、米国ジョージア州において低病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、平成 29 年 3 月 27 日付けで同州から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入が停止されました。

なお、輸入停止措置の対象地域、品目等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 輸入停止措置の対象地域

生きた家きん：ジョージア州全域

家きん肉等：ジョージア州の発生場所から半径 10km 以内の地域

#### 2 輸入停止措置の対象品目

(1) 生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限り。以下同じ）

(2) 家きんの肉、臓器等及びこれらの加工品

(3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

ただし、平成 29 年 2 月 26 日以前にと殺又は採卵された（2）及び（3）の品目であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであること（平成 29 年 2 月 26 日までに加工、梱包まで終了していることが必要。）を米国政府が証明しているものは除く。

#### 3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

ただし、平成 29 年 2 月 26 日以前に生産された羽毛であり、かつ輸出されるまでの間、防疫上安全かつ衛生的に保管又は輸送されたものであることを米国政府が証明しているものは除く。